

木更津市シティプロモーションサポート事業業務委託
仕様書

1. 委託名

木更津市シティプロモーションサポート事業業務委託

2. 目的

本業務は、本市が「木更津市第3次基本計画」を推進していくにあたり、情報発信力を強化し、本市の取り組みや魅力を様々な情報発信ツールを活用しながら市内外に戦略的に発信していくことで、市民のまちへの愛着と誇りを醸成し、さらには、関係人口の創出・拡大、移住者の獲得などにつなげていくことを目的とする。

3. 履行の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 履行場所

木更津市全域及び市が指定した場所

5. 業務内容

本事業の目的を達成するため、企画提案した内容をシティプロモーション課及び担当課と協議し、その意向を反映したうえで、以下の業務を行うものとする。

なお実施にあたっては、生産年齢人口の中心である20代～40代を主なターゲットに据えることとし、別添の「木更津市第3次基本計画」、「きさらづみらいビジョン提言書」を参考にすること。

(1)本市のプロモーションサポート体制にかかる企画提案及び実施

- ア. 受託者は、本市が推進している「オーガニックなまちづくり」の認知度向上・ブランド力向上におけるプロモーション支援、本市の魅力と考えられる地域資源の磨き上げ・発掘にかかる助言等を行う。
- イ. 受託者は、本市の情報発信業務のレベルアップと充実を図るため、ホームページ、各種 SNS、広報紙等、本市の既存情報発信ツールにおける運用ルール等の支援を行う。また、実施支援として本市職員が相談できるサポートデスクを設置し、添削をすること。

- ウ. 受託者は、本市職員の動画制作による情報発信のレベルアップと充実を図るため、動画制作に必要な、素材の撮り方や編集の要点を研修すること。研修方法は対面式として、使用した資料は本市に提供するものとする。
- エ. 受託者は、本市と協議のうえ必要に応じて効果測定・検証を行い、改善点とそれに対する対応策を報告すること。
- オ. ア～エを実施するにあたり、受託者は取り組み体制を整え、担当者を本市に報告すること。

(2)木更津マガジンによる情報発信(以下の内容を踏まえて実施すること。)

- ア. 令和5年度から製作している「木更津マガジン」の第4作目を製作し、本市のブランドイメージが明確にわかる個人参加型の情報発信を行う。なお、過去3作の木更津マガジンと関連した作品と認識できるようにすること。また、有効と思われる独自の事業提案がある場合は提案を行い、実施すること。
参加者は、木更津市在住の者に限らず、木更津市民の満足度の向上や本市の魅力等を自ら愛着と誇りを持って発信し、情報拡散の自走につなげられる者とする。
 - i. 参加者の起用は受託者が行う。
 - ii. 参加者の起用に当たっては、参加者自身が SNS 等の情報発信媒体を保有し、活用していることを選定条件とする。
 - iii. 参加者の起用に当たっては、発信方法等のノウハウを習得させること。
 - iv. 受託者は、参加者の起用からの制作までに想定される全体の流れを提案し、本市と協議のうえ実施すること。
 - v. 取材・撮影・ロケハンなどを行う場合は、発注者と協議のうえ決定し受託者が実施すること。また、機材等が必要な場合も受託者が用意すること。
 - vi. 受託者は、参加者が情報拡散の自走につなげられるよう効果的なプロモーション手法を企画提案すること。
 - vii. 受託者は必要に応じて効果測定・検証を行い、その結果を報告すること。
- イ. 冊子版は、最低 15,000 部とし、デジタル版のデータも併せて納品すること。
- ウ. その他木更津マガジンを展開する有効な手段等がある場合は、提案すること。

(3)ミーティングの開催と議事録の作成

- ア. 本事業を実施するにあたり、受託者は本市と月1回以上の定例ミーティングを行う。必要が生じた場合には、都度ミーティングを行う。
- イ. 受託者は本業務の年間計画書を作成し、ミーティング時に進捗状況を報告する。なお、計画書は進捗状況に応じて都度修正を行うこと。

ウ. ミーティングを行った際の議事録は、受託者が作成し本市に提出すること。

6. 権利関係

木更津市シティプロモーションサポート事業業務委託の履行に伴い生じた成果物における著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、当該成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

7. 成果品

納品する成果品は以下のとおりとする。

(ア) 業務報告書:紙媒体(A4 版2部)及び電子データ

(イ) 議事録:電子データ

(ウ) 制作物一式:冊子版及び電子データ

8. その他

(ア) 仕様書に記載のない事項は、発注者と受託者が協議し決定の上、対応すること。

(イ) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、対応すること。